○茂原市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付要綱

令和４年３月２９日

茂原市告示第３８号

（趣旨）

第１条　市長は、家庭における地球温暖化対策の推進に加え電力の強靭化を図るため、住宅用設備等を導入する者に対し、予算の範囲内において、茂原市補助金等交付規則（昭和６０年茂原市規則第３４号）及びこの要綱に基づき補助金を交付するものとする。

（補助金の交付対象）

第２条　この要綱において、補助の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、第３条に定める茂原市内の住宅（店舗・事務所等との併用住宅を含む。以下同じ。）に次の各号に掲げる未使用の住宅用設備等（以下「補助対象設備」という。）を各法令に準拠し導入する事業とする。

（１）　家庭用燃料電池システム（エネファーム）

（２）　定置用リチウムイオン蓄電システム（以下「蓄電池」という。）

（３）　窓の断熱改修

（４）　電気自動車

（５）　プラグインハイブリッド自動車

（６）　Ｖ２H充放電設備

（７）　集合住宅用充電設備

２　補助対象設備の要件は別表第１のとおりとする。

（補助対象設備を導入する住宅）

第３条　補助対象設備を導入する住宅は、別表第２の補助対象設備ごとの要件を満たすものとする。

（補助対象者）

第４条　補助金の交付を受けることができる者は、補助金の交付を申請する年度内に補助事業を実施し、かつ別表第３の共通要件及び別表第４の補助対象設備ごとの要件を満たす者とする。ただし、茂原市暴力団排除条例（平成２４年茂原市条例第１号）第２条第３号に規定する暴力団員等を除く。

（補助対象経費と補助金の額）

第５条　補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は補助事業を実施する者が負担した設置費等のうち別表第５に示すものとし、補助金の額は別表第６のとおりとする。

２　前項の補助対象経費の算出に当たっては、消費税及び地方消費税相当額を控除するものとし、設置費等に国その他の団体からの補助金を充当する場合にあってはさらに当該補助金の額

を控除した額とする。

３　補助金は家庭用燃料電池システム（エネファーム）及び蓄電池にあっては、一の住宅に１回（個人による集合住宅の専有部分において利用する設備の設置にあっては１戸につき１回）に限り交付する。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

（１）　過去に補助金の交付を受けた者と異なる世帯を構成する者が設備を設置する場合

（２）　過去に補助金の交付を受けて設置した設備について、別に定める期間を経過し、交換又は増設する場合

４　補助金は、窓の断熱改修及びV２H充放電設備にあっては、一の住宅に１回（個人による集合住宅の専有部分において利用する設備の設置にあっては１戸に限り１回、マンション管理組合による窓の断熱改修にあっては１棟に限り１回）に限り交付する。ただし、過去に補助金の交付を受けた者と異なる世帯を構成する者が設備を設置する場合にはこの限りでない。

５　補助金は、電気自動車及びプラグインハイブリッド自動車にあっては、導入する住宅において、補助対象設備の種類ごとに申請者ひとりに付き１回に限り交付する。

６　補助金は集合住宅用充電設備にあっては、補助対象設備の種類ごとに、同一の工事に付き１回に限り交付する。

（交付の申請）

第６条　補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助事業に着手する前に、茂原市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付申請書（別記第１号様式。以下「申請書」という。）に、別表第７及び別表第８に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、補助対象設備が電気自動車、プラグインハイブリッド自動車又は集合住宅用充電設備である場合に限っては、着手後の提出でも差し支えない。

２　前項に定める補助事業の着手は、補助事業を実施する者が居住の用に供するために、未使用の家庭用燃料電池システム（エネファーム）、蓄電池又はV２H充放電設備が住宅を販売する事業者等によりあらかじめ設置された住宅を取得する場合にあっては当該住宅の引渡しとし、その他の場合にあっては、補助事業に係る工事等の着手とする。

３　市長は、先着順に申請を受け付け、申請書に不備があるときは受理しないものとする。

（事務の代行）

第７条　申請者は、補助金申請等の事務手続を第三者に代行させることができる。

２　前項の規定により事務手続を代行させるときは、申請書と併せて事務代行届（別記第２号様式）を市長に提出しなければならない。

（交付等の決定）

第８条　市長は、第６条の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査し補助金交付の可否を決定するとともに、茂原市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付（不交付）決

定通知書（別記第３号様式）により、申請者に通知するものとする。

（変更の申請）

第９条　補助金の交付の決定を受けた者は、第６条の申請書に記載した事項を変更しようとするときは、茂原市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金変更申請書（別記第４号様式）を速やかに市長に提出し、その承認を受けなければならない。

２　市長は、前項の申請書が提出されたときは、速やかにその内容を審査し、申請された事項の承認又は不承認を決定するとともに、茂原市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金変更承認（不承認）通知書（別記第５号様式）により、当該申請者に通知するものとする。この場合において、前条の規定により決定した交付額は、増額することができない。

（申請の取下げ）

第１０条　補助金の交付の決定を受けた者は、補助対象設備の導入を中止しようとするときは、茂原市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付申請取下げ書（別記第６号様式）を速やかに市長に提出しなければならない。

２　前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定はなかったものとみなす。

（実績報告）

第１１条　補助金の交付の決定を受けた者は、補助事業の完了の日から３０日以内又は補助金の交付の決定を受けた日の属する年度の３月１０日のいずれか早い日までに、茂原市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金実績報告書（別記第７号様式）に別表第９及び別表第１０に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

（額の確定）

第１２条　市長は、前条の規定により報告書が提出されたときは、必要に応じ現地調査を行うなどその内容を審査し、適正と認めたときは補助金の額を確定し、茂原市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金確定通知書（別記第８号様式）により、当該申請者に通知するものとする。

（交付の請求）

第１３条　前条の規定により補助金の額の確定通知を受けた者は、その通知を受けた日から起算して３０日を経過した日又は補助金の交付の決定を受けた日の属する年度の３月１７日のいずれか早い日までに、茂原市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付請求書（別記第９号様式）を市長に提出しなければならない。

（財産の管理）

第１４条　この要綱に基づき補助金の交付を受けて補助事業を実施した者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産について、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって適正に管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効率的な運用を図らなければならない。

（処分の制限）

第１５条　この要綱に基づき補助金の交付を受けて補助事業を実施した者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産について、市長が指定する期間（以下「財産処分制限期間」という。）は、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け、担保に供し、取壊し、又は廃棄してはならない。ただし、茂原市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金処分承認申請書（別記第１０号様式）により市長の承認を得た場合はこの限りではない。

２　前項で定める財産処分制限期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和４０年大蔵省第１５号）に定める耐用年数を勘案して、別表第１１のとおりとする。

３　市長は、第１項の規定による承認申請書が提出されたときは、その内容を審査し、申請された事項の承認又は不承認を決定するとともに、茂原市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金処分承認（不承認）通知書（別記第１１号様式）により、当該申請者に通知するものとする。

４　補助金の交付を受けた者は、前項の規定による承認通知を受けた場合において、財産処分制限期間の満了日までの月数（１月未満の期間は算入しない。）の割合に相当する補助金額（１，０００円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てるものとする。）を返還しなければならない。

５　前項の規定にかかわらず、当該処分が天災、本人の責めに帰さない事故その他のやむを得ない事由による場合において、市長は返還すべき補助金額の全部又は一部を免除することができる。

（交付決定の取消し等）

第１６条　市長は、補助金の交付の決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（１）　偽りその他不正な手段により補助金の交付の決定を受けたとき。

（２）　この要綱に違反したとき。

２　市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消したときは、茂原市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付決定取消通知書（別記第１２号様式）により、その者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第１７条　市長は、前条第１項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、既に当該補助金を交付しているときは、その者に対し期限を定めて当該補助金の返還を命ずるものとする。

（協力の義務）

第１８条　この要綱に基づき補助金の交付を受けて補助事業を実施した者は、市長から事業効果等に関する資料の提供を求められたときは、これに協力しなければならない。

（補則）

第１９条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この告示は、令和４年４月１日から施行する。

（茂原市住宅用省エネルギー設備等促進事業補助金交付要綱の廃止）

２　茂原市住宅用省エネルギー設備等促進事業補助金交付要綱（平成２７年茂原市告示第２９号）は、廃止する。

附　則（令和５年３月３１日茂原市告示第４８号）

この告示は、令和５年４月１日から施行する。

附　則（令和６年３月２８日茂原市告示第４１号）

この告示は、令和６年４月１日から施行する。

附　則（令和６年１１月１５日茂原市告示第１５８号）

この告示は、令和６年１２月２日から施行する。

（施行期日）

１　この告示は、令和７年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この告示の施行の際現にあるこの告示による改正前の様式により使用されている書類は、この告示による改正後の様式によるものとみなす。

別表第１（第２条第２項）

補助対象設備の要件

補助対象設備の種類	補助対象設備の要件
家庭用燃料電池システム（エネファーム）	燃料電池ユニット及び貯湯ユニット等から構成され、都市ガス、LPガスなどから燃料となる水素を取り出して空気中の酸素と反応させて発電し、発電時の排熱を給湯等に利用できるもののうち、一般社団法人燃料電池普及促進協会の機器登録を受けているものであること。ただし、停電時自立運転機能を有するものに限る。
蓄電池	リチウムイオン蓄電池部（リチウムイオンの酸化及び還元で電気的にエネルギーを供給する蓄電池をいう。）及びインバータ等の電力変換装置を備え、再生可能エネルギーにより発電した電力又は夜間電力などを繰り返し蓄え、停電時や電力需要ピーク時など必要に応じて電気を活用することができるもののうち、国が令和５年度以降に実施する補助事業における補助対象機器として、一般社団法人環境共創イニシアチブ（以下「SII」という。）により登録されているものであること。

窓の断熱改修	既存住宅に設置されている窓を、断熱性能が高い窓へ改修（内窓の設置を含む。）するに当たり、国が令和５年度以降に実施する補助事業の補助対象機器として、SII又は公益財団法人北海道環境財団により登録されているものであること。加えて、１室単位で外気に接する全ての窓の断熱化をすること。 ※室とは、壁、ドア、障子、ふすま等で仕切られている空間をいう。 （空気が通り抜けてしまう簡易的な仕切り（カーテン、ロールスクリーン等）は、室を区切る仕切りとして認められない。） 補助対象：リビング、ダイニング、寝室、子ども部屋、キッチン、階段、踊り場、納戸、廊下、玄関、トイレ、浴室、屋内ガレージ等 ※例として、リビングとキッチン・階段・踊り場・廊下が壁、ドア、障子、ふすま等で仕切られておらず一体の場合は、キッチン・階段・踊り場・廊下の窓も含め、１室と判断し、リビングの窓だけではなく、それらも含め断熱改修が必要となる。 ※換気小窓（障子に組み込まれ、障子を閉めた状態で換気を行うことができる小窓）、３００×２００㎜以下のガラスを用いた窓及び換気を目的としたジャロジー窓、テラスドア・勝手口ドア、玄関ドアに附属する窓及びガラス等は、改修を要件としない。ただし、補助対象製品を用いた改修を行う場合は補助対象とできる。 ※マンション等においては、１戸以上の窓の断熱改修を行う場合、エントランス、ロビー、階段、廊下等の、居住の用に供していない共用部分の窓の断熱改修についても補助対象とできる。
電気自動車	電池によって駆動される電動機のみを原動機とし、内燃機関を併用しない自動車（道路運送車両法（昭和２６年法律第１８５号）第６０条第１項の規定による自動車検査証の交付を受けた同法第２条第２項に規定する自動車をいう。以下同じ。）で、自動車検査証に当該自動車の燃料の種類が「電気」と記載されているもののうち、以下の要件を満たすもの。ただし、自動車検査証の用途が「乗用」、自家用・事業用の別が「自家用」と記載されている四輪のものに限る。 （１）　申請者が補助金の交付を受けるに当たり、新車として新たに購入したもの（中古の輸入車の初度登録車を除く。）であること。 （２）　自動車検査証の使用の本拠の位置が、市内の住所であること。 （３）　自動車検査証の登録年月日又は交付年月日が、補助金の交付を受ける年度内の日付であること。 （４）　国が令和５年度以降に実施する補助事業において、一般社団法人次世代自動車振興センターにより補助対象とされている電気自動車であること。

プラグインハイブリッド自動車	電池によって駆動される電動機と内燃機関を原動機として併用し、かつ、外部からの充電が可能な自動車で、自動車検査証に当該自動車の燃料の種類が「ガソリン・電気」又は「軽油・電気」と記載されているもののうち、以下の要件を満たすもの。ただし、自動車検査証の用途が「乗用」、自家用・事業用の別が「自家用」と記載されている四輪のものに限る。 （１）　申請者が補助金の交付を受けるに当たり、新車として新たに購入したもの（中古の輸入車の初度登録車を除く。）であること。 （２）　自動車検査証の使用の本拠の位置が、市内の住所であること。 （３）　自動車検査証の登録年月日又は交付年月日が、補助金の交付を受ける年度内の日付であること。 （４）　国が令和５年度以降に実施する補助事業において、一般社団法人次世代自動車振興センターにより補助対象とされているプラグインハイブリッド自動車であること。
Ｖ２H充放電設備	電気自動車又はプラグインハイブリッド自動車（以下「電気自動車等」という。）と住宅の間で相互に電気を供給できる設備のうち、国が令和５年度以降に実施する補助事業において、一般社団法人次世代自動車振興センターにより補助対象とされているものであること。
集合住宅用充電設備	集合住宅の管理者等が電気自動車等に充電するために設置する以下の設備のうち、国が令和５年度以降に実施する補助事業において、一般社団法人次世代自動車振興センターにより補助対象とされているものであること。 （１）　急速充電設備 電源から充電用の直流電力を作り出す電源装置及び電気自動車等に搭載された電池への充電を制御する機能を共に有する、一基当たりの定格出力が１０kW以上のもので、充電コネクター、ケーブルその他の装備一式を備えたものをいう。 （２）　普通充電設備 漏電遮断機能及びコントロールパイロット機能を有する、一基当たりの定格出力が１０kW未満のもので、充電コネクター、ケーブルその他の装備一式を備えたものをいう。 （３）　蓄電池付急速充電設備 主として電気自動車等の充電のために蓄電する電池を備えた、一基当たりの定格出力が５０kW以上の急速充電設備で充電コネクター、ケーブルその他装備一式を備えたものをいう。 （４）　充電用コンセント

	電気自動車等に附属する充電ケーブルを接続する２００V対応の電気自動車等専用のプラグの差込口をいう。 （５）　充電用コンセントスタンド （４）を装備する盤状又は筒状のきょう体をいう。

別表第２（第３条）

補助対象設備を導入する住宅の要件

補助対象設備の種類	補助対象設備を導入する住宅の要件
家庭用燃料電池システム（エネファーム）	次の各項のいずれかに該当すること。 ア　補助事業を実施する者自らが所有し居住する市内に所在する住宅。 イ　補助事業を実施する者自らの居住の用に供するために市内に新築する住宅。 ウ　補助事業を実施する者の居住の用に供するために取得する、未使用の設備が住宅を販売する事業者等によりあらかじめ設置された市内に所在する住宅。 エ　第三者が所有し、補助事業を実施する者自らが居住する市内に所在する住宅。
蓄電池	（１）　実績報告の日までに太陽光発電システムが設置されていること。なお、接続する太陽光発電システムは、新設・既設を問わない。 （２）　次の各項のいずれかに該当すること。 ア　補助事業を実施する者自らが所有し居住する市内に所在する住宅。 イ　補助事業を実施する者自らの居住の用に供するために市内に新築する住宅。 ウ　補助事業を実施する者の居住の用に供するために取得する、未使用の設備が住宅を販売する事業者等によりあらかじめ設置された市内に所在する住宅。 エ　第三者が所有し、補助事業を実施する者自らが居住する市内に所在する住宅。
窓の断熱改修	（１）　窓の断熱改修の工事に着工する前日までに建築工事が完了していること。 （２）　次の各項のいずれかに該当すること。 ア　補助事業を実施する者自らが所有し居住する市内に所在する住宅。 イ　第三者が所有し、補助事業を実施する者自らが居住する市内に所在する住宅。

	ウ　補助事業を実施する者が管理する、市内に所在する共同住宅又は長屋（以下「マンション等」という。）。
電気自動車等	（１）　実績報告の日までに太陽光発電システムが設置され、発電した電気を電気自動車等に充電できること。なお、接続する太陽光発電システムは、新設・既設を問わない。 （２）　実績報告の日までに補助事業を実施する者自らが居住する市内に所在する住宅であること。 （３）　別表第６において、太陽光発電システム及びＶ２H充放電設備を併設する場合の補助を受けようとするときは、実績報告の日までにＶ２H充放電設備を設置していること。なお、Ｖ２H充放電設備は、新設・既設を問わない。
Ｖ２H充放電設備	（１）　実績報告の日までに太陽光発電システムが設置され、かつ、電気自動車等が導入されていること。なお、接続する太陽光発電システムは、新設・既設を問わない。また、電気自動車等は、新規導入・導入済みを問わない。 （２）　次の各項のいずれかに該当すること。 ア　補助事業を実施する者自らが所有し居住する市内に所在する住宅。 イ　補助事業を実施する者自らの居住の用に供するために市内に新築する住宅。 ウ　補助事業を実施する者の居住の用に供するために取得する、未使用の設備が住宅を販売する事業者等によりあらかじめ設置された市内に所在する住宅。 エ　第三者が所有し、補助事業を実施する者自らが居住する市内に所在する住宅。
集合住宅用充電設備	（１）　既存のマンション等であり、設備はマンション等に属する駐車場（平置き、立体自走、機械式等）における充電設備として居住者が利用できるものであること。 （２）　別表第６において、住民以外も充電設備を利用可能な場合の補助を受けようとするときは、市への実績報告の日までに、集合住宅用充電設備を導入するマンション等の敷地の外から、住民以外も充電設備を利用することができることの記載がされた案内板が確認できること。

別表第３（第４条）

補助対象者の要件（共通要件）

補助対象設備の種類	補助対象者の要件
第２条第１項に掲げる全ての補助対象設備	（１）　市に納付すべき税を滞納していないこと。 （２）　設備の設置費等を負担し、設備等を所有すること。（所有権

	留保付きローン（残価設定型の契約を含む。）で購入し、所有者が販売店又はファイナンス会社等である場合及びリースにより導入し、所有者がリース事業者等である場合を含む。） （３）　補助対象設備の導入をリースで行う場合には、設置者とリース事業者が共同で補助事業を行うものとする。また、リース事業者は、リースを受ける者から領収する月額リース料金を減額する形で補助金相当分を還元するものとする。なお、リース契約については、次のいずれかを満たすことを要件とする。 ア　リース期間が第１５条第２項に規定する財産処分制限期間以上の契約となっていること。 イ　アを満たさない場合は、リース期間終了後に設置者が補助対象設備を購入する契約となっていること。

別表第４（第４条）

補助対象者の要件（補助対象設備ごとの要件）

補助対象設備の種類	補助対象者の要件
家庭用燃料電池システム（エネファーム）	（１）　市内に住所を有する個人であること。 （実績報告の日までに住民登録をする場合を含む。） （２）　補助対象設備を設置する住宅が、第三者が所有し、補助事業を実施する者自らが居住する住宅である場合は、全ての所有者から補助事業の実施について同意を得ていること。 （３）　補助対象設備を設置する住宅において、設置する設備と同じ種類の補助対象設備に対し、自ら又は自らと同一の世帯を構成する者が、茂原市住宅用省エネルギー設備等設置補助金交付要綱（平成 27 年茂原市告示第 29 号）又は茂原市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付要綱（令和４年茂原市告示第 38 号）に基づく補助を受けていないこと。ただし、過去に補助を受けた補助対象設備について、別表１１に記載のある財産処分制限期間を経過し、これを交換し、又は増設するに当たって、新たに補助対象設備を設置する場合は、この限りでない。 （４）　もばらカーボンバンク（国内における地球温暖化対策のための排出削減・吸収量認証制度（J―クレジット制度）実施要綱（平成 25 年制定。経済産業省、環境省、農林水産省）に基づき、二酸化炭素削減事業を行うプロジェクト）に入会すること。
蓄電池	（１）　市内に住所を有する個人であること。

	（実績報告の日までに住民登録をする場合を含む。） （２）　補助対象設備を設置する住宅が、第三者が所有し、補助事業を実施する者自らが居住する住宅である場合は、全ての所有者から補助事業の実施について同意を得ていること。 （３）　補助対象設備を設置する住宅において、設置する設備と同じ種類の補助対象設備に対し、自ら又は自らと同一の世帯を構成する者が、茂原市住宅用省エネルギー設備等設置補助金交付要綱（平成 27 年茂原市告示第 29 号）又は茂原市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付要綱（令和４年茂原市告示第 38 号）に基づく補助を受けていないこと。ただし、過去に補助を受けた補助対象設備について、別表１１に記載のある財産処分制限期間を経過し、これを交換し、又は増設するに当たって、新たに補助対象設備を設置する場合は、この限りでない。
窓の断熱改修	補助対象設備を導入する住宅が、別表第２「窓の断熱改修」の（２）ア又はイに該当する場合 （１）　市内に住所を有する個人であること。 （実績報告の日までに住民登録をする場合を含む。） （２）　補助対象設備を設置する住宅が、第三者が所有し、補助事業を実施する者自らが居住する住宅である場合は、全ての所有者から補助事業の実施について同意を得ていること。 （３）　補助対象設備を設置する住宅において、設置する設備と同じ種類の補助対象設備に対し、自ら又は自らと同一の世帯を構成する者が、茂原市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付要綱（令和４年茂原市告示第 38 号）に基づく補助を受けていないこと。 補助対象設備を導入する住宅が、別表第２「窓の断熱改修」の（２）ウに該当する場合 （１）　補助対象設備を設置する市内のマンション等のマンション管理組合であること。 （２）　補助対象設備を設置するマンション等において、茂原市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付要綱（令和４年茂原市告示第 38 号）に基づき同じ種類の補助対象設備の補助を受けていないこと。
電気自動車等	（１）　市内に住所を有する個人であること。 （実績報告の日までに住民登録をする場合を含む。） （２）　補助対象設備を導入する住宅において、導入する設備と同じ種類の　補助対象設備に対し、申請者が茂原市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付要綱（令和４年茂原市告示第 38 号）に基づく補助を受けていないこと。
Ｖ２Ｈ 充放電設備	（１）　市内に住所を有する個人であること。 （実績報告の日までに住民登録をする場合を含む。） （２）　補助対象設備を設置する住宅が、第三者が所有し、補助事業を実施する者自らが居住する住宅である場合は、全ての所有者から補助事業の実施について同意を得ていること。

	（３）　補助対象設備を設置する住宅において、設置する設備と同じ種類の補助対象設備に対し、自ら又は自らと同一の世帯を構成する者が、茂原市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付要綱（令和４年茂原市告示第 38 号）に基づく補助を受けていないこと。
集合住宅用充電設備	（１）　補助対象設備を設置する市内のマンション等のマンション管理組合又は所有者であること。 （２）　補助対象設備の設置に当たって、国が実施するクリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金の交付決定通知を受けていること。 （３）　同一の工事において、茂原市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付要綱（令和４年茂原市告示第 38 号）に基づき同じ種類の補助対象設備の補助を受けていないこと。

別表第５（第５条第１項）

補助対象経費

補助対象設備の種類	補助対象経費※
家庭用燃料電池システム（エネファーム）	設備本体（燃料電池ユニット、貯湯ユニット等）及び附属品（給湯器、リモコン等）の購入費、工事費（据付・配線・配管工事等）
蓄電池	設備本体（蓄電池部、電力変換装置、蓄電システム制御装置等）及び附属品（計測・表示装置、キュービクル等）の購入費、工事費（据付・配線工事等）
窓の断熱改修	設備本体（ガラス、窓）及び高断熱窓の設置と不可分の工事費（窓・ガラスの取付け費、内窓取付け時に必要な額縁・ふかし枠、カバー工法によるサッシ、外部・内部シーリング等の費用、仮設足場費、既存設備の解体撤去費等） ※網戸、雨戸等の窓附属部材費は対象経費に含まない。 ※ガラスが付随するドアそのものの本体及びその交換に要する工事費は対象経費に含まない。
電気自動車	電気自動車本体の購入費
プラグインハイブリッド自動車	プラグインハイブリッド自動車本体の購入費
Ｖ２H充放電設備	Ｖ２H充放電設備本体の購入費
集合住宅用充電設備	急速充電設備、普通充電設備、蓄電池付急速充電設備、充電用コンセント及び充電用コンセントスタンド本体の購入費

別表第６（第５条第１項）

補助金の額

補助対象設備の種類	補助金の額
家庭用燃料電池システム（エネファーム）	上限１０万円
蓄電池	上限７万円
窓の断熱改修	補助対象設備を導入する住宅が、別表２「窓の断熱改修」の（２）ア又はイに該当する場合 補助対象経費×１／４（上限８万円）
	補助対象設備を導入する住宅が、別表２「窓の断熱改修」の（２）ウに該当する場合 補助対象経費×１／４（上限８万円×改修を行う戸数）
電気自動車等	太陽光発電システム及びV２H充放電設備を併設する場合 上限１５万円
	太陽光発電システムを併設する場合 上限１０万円
V２H充放電設備	補助対象経費×１／１０（上限２５万円）
集合住宅用充電設備（急速充電設備・普通充電設備・蓄電池付急速充電設備・充電用コンセント・充電用コンセントスタンド）	住民のみ充電設備を利用可能な場合 設備本体の購入費に係る国が実施するクリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金の補助金額×１／３ （上限５０万円×設置する充電設備の基数（複数口の充電設備にあっては、その口数））
	住民以外も充電設備を利用可能な場合 設備本体の購入費に係る国が実施するクリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金の補助金額×２／３ （上限１００万円×設置する充電設備の基数（複数口の充電設備にあっては、その口数））

※窓の断熱改修及びV２H充放電設備にあっては、補助対象経費に補助率を乗じて得た額とし、１，０００円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てた額とする。それ以外の設備にあっては申請者が負担した補助対象経費の額を上限とし、１，０００円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てた額とする。

別表第７（第６条）

交付申請書の添付書類（共通して必要となるもの）

補助対象設備の種類	交付申請書の添付書類
第２条第１項に掲げる全ての補助対象設備	（１）　補助対象設備の概要（別記第１号様式別紙１） （２）　補助対象設備の設置等に係る経費の内訳が記載された契約書又は注文書等の写し（補助対象設備の導入をリースで行う場合にあっては、リース事業者が購入する設備の購入費・工事費が確認できる書類及びリース契約書の写し） （３）　貸与料金の算定根拠明細書（別記第１号様式別紙２）※1 ※１　補助対象設備の導入をリースで行う場合に限り必要。 （４）　住宅の位置図（現地確認の際に住宅の場所が容易に分かるもの） （５）　市税等の滞納が無いことを証する書類 （６）　法人に係る登記事項証明書（現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書）の写し※2 ※２　補助事業を実施する者が法人である場合に限り必要。 （７）　その他市長が必要と認める書類

別表第８（第６条）

交付申請書の添付書類（補助対象設備ごとに必要となるもの）

補助対象設備の種類	交付申請書の添付書類
家庭用燃料電池システム（エネファーム）	（１）　補助対象設備の技術仕様が確認できる書類（カタログ又は仕様書等）の写し （２）　補助対象設備の設置予定図面 （３）　補助対象設備の設置工事着工前の現況写真 （４）　もばらカーボンバンク入会申込書
蓄電池、Ｖ２Ｈ充放電設備	（１）　補助対象設備の技術仕様が確認できる書類（カタログ又は仕様書等）の写し （２）　補助対象設備の設置予定図面 （３）　補助対象設備の設置工事着工前の現況写真
窓の断熱改修	（１）　補助対象設備の技術仕様が確認できる書類（カタログ又は仕様書等）の写し （２）　補助対象設備の設置予定図面（平面図、立面図） （３）　補助対象設備の設置工事着工前の現況写真 （４）　マンション管理組合の現在の代表者が選定されたことを証する書類（総会の議事録等）の写し及び代表者の本人確認書類（公的身分証明書）の写し※

	[1] ※１　補助事業を実施する者が法人格をもたないマンション管理組合である場合に限り必要。 （５）　マンション等であることを証する書類（建築確認通知書、建築基準法（昭和２５年法律第２０１号）第６条の規定による確認済証、賃貸契約書等で、マンション等であることが明記されている書類）の写し[※2] ※２　補助事業を実施する者がマンション管理組合である場合に限り必要。
電気自動車等	補助対象設備の技術仕様が確認できる書類（カタログ又は仕様書等）の写し
集合住宅用充電設備	（１）　補助対象設備の技術仕様が確認できる書類（カタログ又は仕様書等）の写し （２）　補助対象設備の設置予定図面 （３）　補助対象設備の設置工事着工前の現況写真 （４）　一般社団法人次世代自動車振興センターへ提出した交付申請書類一式及び当該申請に係る交付決定書類の写し （５）　マンション管理組合の現在の代表者が選定されたことを証する書類（総会の議事録等）の写し及び代表者の本人確認書類（公的身分証明書）の写し[※1] ※１　補助事業を実施する者が法人格をもたないマンション管理組合である場合に限り必要。 （６）　申請者個人の本人確認書類（公的身分証明書）[※2] ※２　補助事業を実施する者が個人である場合に限り必要。 （７）　マンション等であることを証する書類（建築確認通知書、建築基準法第６条の規定による確認済証、賃貸契約書等で、マンション等であることが明記されている書類）の写し

別表第９（第１１条）

実績報告書の添付書類（共通して必要となるもの）

補助対象設備の種類	実績報告書の添付書類
第２条第１項に掲げる全ての補助対象設備	（１）　補助対象設備の概要（第８号様式別紙） （２）　補助対象設備の設置費等の支払を証する書類・内訳書の写し[※1] ※１　補助対象設備の導入をリースで行う場合は不要。 （３）　住民票の写し[※2] ※２　補助事業を実施する者が個人である場合に限り必要。 （補助対象設備が集合住宅用充電設備である場合は除く。）

	（４）　その他市長が必要と認める書類

別表第１０（第１１条）

実績報告書の添付書類（補助対象設備ごとに必要となるもの）

補助対象設備の種類	実績報告書の添付書類
家庭用燃料電池システム（エネファーム）	（１）　補助対象設備の設置状況が確認できる写真 （２）　補助対象設備が未使用品であることを確認できる書類の写し
蓄電池	（１）　補助対象設備の設置状況が確認できる写真 （２）　補助対象設備が未使用品であることを確認できる書類の写し （３）　補助対象設備を設置する住宅が別表第２「蓄電池」の（１）に掲げる要件を満たすことを証する書類
窓の断熱改修	（１）　補助対象設備の設置状況が確認できる写真 （２）　補助対象設備が未使用品であることを確認できる書類の写し※ ※　窓の性能を証明する書類の写しでも差し支えない。 （３）　補助対象設備を設置する住宅が別表第２「窓の断熱改修」の（１）に掲げる要件を満たすことを証する書類
電気自動車等	（１）　補助対象設備の設置状況が確認できる写真（保管場所において撮影した写真） （２）　補助対象設備を購入する者が居住する住宅が別表第２「電気自動車等」の（１）に掲げる要件を満たすことを証する書類 （３）　自動車検査証記録事項の写し （４）　別表第６において、太陽光発電システム及びＶ２H充放電設備を併設する場合の補助を受けようとするときは、Ｖ２H充放電設備を設置していることを証する書類
Ｖ２H充放電設備	（１）　補助対象設備の設置状況が確認できる写真 （２）　補助対象設備が未使用品であることを確認できる書類の写し （３）　補助対象設備を設置する住宅が別表第２「Ｖ２H充放電設備」の（１）に掲げる要件を満たすことを証する書類
集合住宅用充電設備	（１）　補助対象設備の設置状況が確認できる写真 （２）　補助対象設備が未使用品であることを確認できる書類の写し （３）　一般社団法人次世代自動車振興センターへ提出した実績報告書類一式の写し

	（４）　（３）の実績報告に係る申請の額の確定書類の写し※ ※　一般社団法人次世代自動車振興センターへ変更の申請をしている場合に限り必要。 （５）　別表第６において、住民以外も充電設備を利用可能な場合の補助を受けようとするときは、マンション等の敷地の外から撮影した、住民以外も充電設備を利用することができることの記載がされた案内板と周囲の景観が確認できる写真

別表第１１（第１５条）

財産処分制限期間

補助対象設備の種類	財産処分制限期間
家庭用燃料電池システム（エネファーム）	６年
蓄電池	６年
窓の断熱改修	１０年
電気自動車	４年
プラグインハイブリッド自動車	４年
V２H充放電設備	５年
集合住宅用充電設備	５年